平成２５年（フ）第３００号
北海道旭川市末広東３条６丁目１番９号
債務者　田中　敏次
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

財産状況報告集会等期日変更

平成２４年（フ）第６９号
金沢市大桑新町子11―１レオパレス犀川2006 105号室、従前の住所石川県七尾市西藤橋町御貸屋山78番地16、従前々の住所金沢市大額町ル39番地63
破産者　瀧音　祐智
主文　平成26年２月25日午前11時30分の財産状況報告・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の各期日を平成26年２月26日午後１時30分に変更する。
平成25年10月８日　金沢地方裁判所七尾支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第７８４号
大分市大字皆春1521番地の１　介護老人保健施設大分豊寿苑、住民票上の住所大分市大字城原672番地の２
破産者　内田　秀夫
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５１号
札幌市北区北32条西９丁目１番６号
破産者　株式会社アールビークル札幌
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６９号
岐阜県中津川市駒場1666番地の2554
破産者　株式会社ナンバ技研
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１０１号
三重県志摩市大王町船越182番地９
破産者　喜田　清一
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第９７２号
兵庫県西宮市高畑町２番２―1003号、開始決定時の住所兵庫県芦屋市翠ケ丘町４番９号
破産者　稲垣　幸一
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１００１号
広島市中区鉄砲町５番16号
破産者　株式会社リビング広告社
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第8号
山形県東置賜郡川西町大字時田2064番地
破産者　株式会社斉藤モータース
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１０号
山形県米沢市春日１丁目２番44号
破産者　株式会社佐長鉄工
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１３７３号
京都市中京区衣棚通三条上ル突抜町129番地
破産者　株式会社南部
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２９号
佐賀県唐津市呼子町小川島236番地
破産者　前川　方康
1　決定年月日　平成25年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１０１７号
札幌市北区新琴似１条10丁目４番20号
破産者　米代　道代
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９３号
群馬県高崎市菅谷町20番地362
破産者　阿部　俊一
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２８７号
群馬県高崎市金古町279番地１
破産者　細野洋八郎
1　決定年月日　平成25年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１０号
福島県いわき市小名浜字田ノ入13番地
破産者　中村　　健
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第２５７号
静岡県富士市蓼原767番地の９　レオパレス潤208号、前住所静岡県富士市原田1031番地、前々住所静岡県富士市松岡782番地の16
破産者　石川　　晃
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１６５号
愛媛県宇和島市津島町近家291番地３、開始決定時の住所愛媛県宇和島市保田甲1022番地８
破産者　西野　　勉
1　決定年月日　平成25年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部